

## 農業者年金に加入しませんか

60歳未満の国民年金の第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事していれば加入することができます。（経営者だけでなく夫婦や親子でそろって加入することができます。）

### 特徴1

#### 少子高齢化に強い年金です！（積立方式）

自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式の年金です。

### 特徴2

#### 終身年金で80歳までの保証付き！

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

### 特徴3

#### 税制上の優遇措置！

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象になり、所得税が住民税の節税につながります。（払った保険料の15～30%程度の節税になります。）

### 特徴4

#### 保険料の額は自由に決められます！

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことが可能です。

### 特徴5

#### 保険料の国庫補助があります！

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手には、保険料（月2万円）の2割、3割、5割の国庫補助があります。（最大で20年）

詳細は農協(54-3181)、農業委員会事務局(54-2121内線354)までお問い合わせください。

## ボウリング大会を開催しました

11月25日（水）に、今回で14回目となる「農業委員会主催地区対抗ボウリング大会」を開催しました。

今回は15チーム45名の方々にご参加いただきました。皆様大変お疲れ様でした。



優勝 空知太チーム  
準優勝 砂川TOHO Bチーム  
3位 東豊沼チーム

